

原 発 本 第 2 2 4 号
平成 30 年 11 月 1 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員
池 辺 和 弘

川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 23 年 1 月 12 日に川内原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請①」という。）及び平成 30 年 6 月 26 日に川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請②」という。）しておりますが、この度、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に係る発電用原子炉設置変更許可を申請することと致しました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請①及び既申請②と後申請が重複することになりますが、当社としましては、既申請①案件は新規制基準を踏まえた補正が必要であり、既申請②案件及び後申請案件を既申請①案件より優先して審査していただきますようお願い致します。

また、既申請②と後申請が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請②案件及び後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他方の申請に対する補正を実施する予定です。

【既申請①案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号原子炉施設の変更並びに3号原子炉施設の増設)
2. 申請日：平成23年1月12日(原発本第223号)
3. 変更の理由：
 - (1) 3号炉を増設する。
 - (2) 発電所敷地を変更する。
 - (3) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
 - (4) 液体廃棄物及び固体廃棄物の廃棄設備の一部を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
 - (5) 1号炉及び2号炉の受電系統を変更する。

【既申請②案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年6月26日(原発本第103号)
(平成30年9月27日付け原発本第197号及び平成30年10月30日付け原発本第221号で一部補正)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、以下のとおり変更する。
 - (1) 1号炉及び2号炉における地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。
 - (2) 1号炉及び2号炉における「内部溢水による管理区域外への漏えいの防止」に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年11月1日(原発本第223号)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1号炉及び2号炉における柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

以上